

令和6年 神奈川県議会 第1回定例会 厚生常任委員会

令和6年3月1日

◆亀井たかつぐ委員

では、続いてよろしくお願ひいたします。

もう先行会派の皆さんも当然のように質問されておりますが、私からも県立障害者支援施設等における不適切な支援への対応状況について、何点か確認をさせていただきたいんです。

12月に愛名やまゆり園で再び虐待事案が発生し、しかも、それは理事長や園長が当委員会で虐待を起こさないよう再発防止に取り組むという約束をした12月14日からの2日後ですよ。これについて、かながわ共同会はどのように受け止めていますか。もう一回確認させていただきたい。

◎障害サービス課長

我々、法人とも会う中で、理事長からは12月の虐待事案を受け、法人として恥ずべきことだと、危機感を発信してきたけれども、職員一人一人に伝え切れなかつたということを大変重く受け止めているという趣旨のお話がありました。

また、抜本的な再発防止策を検討していくと、五つの施設全体の支援の見直しを抜本的に変えなければならない、そういった考えの下、理事長自身、利用者へ直接謝罪するということとともに、法人の全職員に向けて強い危機意識を職員と共有するための文書を発出するなど、園にも訪ねながら、そういった今、現場の把握に努めているという、そういう状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

県としてはどう受け止めますか、神奈川県として。

◎障害サービス課長

愛名やまゆり園では、令和2年にも複数の虐待事案があって、その当時にも我々、指導に入って、再発防止のための改善計画、そういったものを提出される中で今、取組が進められておりました。こういった中でも今年度、複数の虐待がまた発生したと、それから、さらに昨年11月にはとうとう職員が逮捕されるという事態も発生している。県としてもこの状況は大変重く受け止めておりまして、今現在、障害者総合支援法に基づく監査、それから随時、指定管理者制度の基本協定に基づくモニタリングというのを行っておりまして、法人に対しては、この法に基づいた徹底した指導などをしっかりと行っていく必要があると考えております。

◆亀井たかつぐ委員

12月14日のときにも私、申し上げたんですけども、12月1日が期限の支援の振り返り調査票の提出というのが職員に求められたらしいんです。だけれども、12月14日の2週間たっても、その職員の中の約20名以上がそれを提出していないって、すごくルーズだねっていう話はさせていただいたんですね。

既にもう3月になっちゃっているんで、それは全部、皆さん回収されたとは思うんですが、その回収したものを基に幹部職員が面談をしっかりと実施しますと、それ、1月末までにしっかりとやりますと、そういう約束もしてくれたんですね。それはしっかりとできているんですよね。

◎障害サービス課長

まず、回答のほうは全ての職員が提出したと、12月末には、下旬には提出されたということでございます。それを基に職員の面接と、幹部職員による面接ということなんですが、実は、1月末には終わらずに2月の下旬、先月ですね、昨日ですけれども、2月の下旬のところで愛名やまゆり園については終わっていますと、法人全体でも終わっていると、終わったんですけども、2月下旬という形になっています。

◆亀井たかつぐ委員

虐待が起きて、「現在、虐待についての改革中ですから」という言い訳の下に、そういう改革が遅れてしまうということは一番よくないと思っているんで、再発防止に取り組むべきだと私は指摘したんですけども、その後の取組状況は、県はどのように把握をしていますか。

◎障害サービス課長

先ほど申しましたけれども、現場に我々が行ったり、法人を呼び出してこちらで状況を確認したりという中で、支援の振り返り調査に基づく今、幹部職員の面談というのが行われた、その後、インカムの導入ということで、職員の風通しをよくするためのインカムの導入、そういった具体的に取りかかれるところからまずは今、実施しているという状況と、また、外部有識者による第三者委員会の設置、そういったもので抜本的な改革に中長期的に取り組むと、そういったところの今、進捗状況を確認しているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

いろいろ言っていただいて、インカムの導入とか、第三者委員会の設置とかという話がありましたけれども、これ、第三者委員会の設置に関しては、検証というのはやっぱり公正で中立的な立場から客観的に進めていく必要があると思いますけれども、仮にその委員が法人自らが選んだものであれば、第三者性が担保されるのか非常に疑わしいなと私、思うんですよ。

法人にとって都合のいい意見しか言わない委員が集められたら、ある意味、お手盛りの委員会になってしまふかなと思うんですが、これ、委員会の委員をどのように選出したんですか。

◎障害サービス課長

このたびの委員の選任でございますが、お一人の方、障害者虐待に精通した弁護士の方を理事長のほうが選ばれたという状況でございます。この委員に相談をしたところ、日弁連が策定しているこういった虐待検証のための第三者委

員会ガイドラインというのがあるということで、それに基づき検証を進めるべきだという御意見・御指摘を頂いたと。

今現在は、そのガイドラインに基づき、理事長が選んだ弁護士が別の委員を、法律家を1人、それから、現場経験のある学識経験者、その3人の構成で検証が行われていると、そんなふうに承知しております。

◆亀井たかつぐ委員

さっき私が申し上げたように、第三者性が非常に重要だと思うんだけれども、この委員長、理事長が選んだ弁護士というのは、アトランダムに選んでいるわけじゃないと思うんですよ。自分が親しい方とか、友人とか、昔からの幼なじみとか、そんな形で多分選んできていると思う。これで第三者性って担保できるんですか。客観性が担保できるんですか。

◎障害サービス課長

委員おっしゃるとおり、今のこのお一人の方は理事長がいろいろ社会福祉会の関係をやったりということで、過去、御存じの方ということで選ばれたというふうに承知しております。ここで今、完全に検証に当たっては法人とは独立する形で、そこの何を検討するか、何を検証するか、また、どういったことの取組を進めていくか、例えばヒアリングをするかとか、そういったところのコントロールについては全く法人は関与できずに第三者委員会だけで進めていく、そういうところで客観性を担保していくというふうに伺っております。

◆亀井たかつぐ委員

私が質問しているのは、理事長の親しい弁護士を中心になって、あと法律家と学識経験者と3人で組んでいるわけですよね。だけれども、理事長が選ぶ弁護士さんが中心になっている委員会であれば、客観性が担保できないと思うんだけれども、どうやって担保しますか。

◎障害サービス課長

その客観性の部分については、その中でどういった議論が行われるのかとかで、また、先ほど申しましたように、どういった検証を行っていくのかというところには全く法人が関与しない形ということですので、例えば、それが公表される段においても、何か法人がそこの間に入つて公表ということではなくて、その第三者委員会として公表する、そういったことで第三者性というか、客観性を担保するというふうに考えております。

◆亀井たかつぐ委員

その中身の議論が、要は理事長とか共同会のメンバーが入り込む余地はないと思います。だけれども、入り口のところでそういうふうな人選をしていたら、その人を中心に、その虐待事案について非常に甘いような議論になってしまったら元も子もないで、その客観性しっかりと担保したほうがいいですよ。そういうじゃないと、また虐待起きますよ。

次に、12月14日に私が理事長に質問したのは、職員と利用者が1対1の状態になることがあるよねと。ですので、そういうことがあった場合、どうするんですかというふうな話をしたときに、いや、そういうことがないように、絶対に1対1にならないように手薄になる場面をつくらないようにしますという話があったんです。そうですかっていう話で私も引いたんですけども、でも、今回も1対1の場面で虐待が起きているんですよね。

これって、どういうふうに防止すると県は考えていますか。

◎障害サービス課長

12月の虐待事案を起こした職員のヒアリング、法人によるヒアリングにおいても、利用者の食事が進まなかった場面で、介助する職員を替えると食べられることが過去にあったそうなんですね。そういう意味からすると、他の職員にそのときに交代を求めればよかったですというような話がございました。

園で起こした行為に真摯に向き合って、全職員、今、振り返り調査の結果を基に職員との面談を行ったと、その中でどういった場面で職員が行き詰まるのか、どういったところで助けを求めるのか、また、どういった利用者さんに困るのかということの聞き取りを、法人の幹部職員と現場の職員が共通認識を持ち、そのことをまた寮ごとに、そういったときにどういう対応を図ればいいのか、そのような議論が進められているところでございます。

そういう中で今、委員の御質問の中の応援というところの部分については、先ほど少し触れましたけれども、インカムを導入することによって助けを呼ぶような、今、仕組みをつくっているということでございます。

また、さっき申しました困ったところの対応というのをしっかり業務の中で検討していく、また、そこにも県も入って一緒に考えていきたいと思います。

◆亀井たかつぐ委員

先ほどの答弁もあったけれども、インカムの導入って言いましたけれども、私なんかから言わせれば、県民から言わせれば、今さらかよという話だと思うんですよ、今さらそんなこと言っているのと。インカムをつけて解決するんだったら早くやってよと思うじゃないですか。だけれども、もしかしたらインカムをつけようが何しようが、声を発すること自体できないような風土、そのような環境になっていたら、インカムつけようが、つけまいが、結果同じだと思うんですね。

さっき、先行会派の方が言っていたけれども、実際にどういった原因でこうなったのかというのを掘り下げていかないと、インカムをつければ何とかなりますっていうんだったら、何で早くやらなかつたのかという話になるし、インカムつけても駄目だった、もしかしたら、それは全然無駄な話で、もっと深い部分で、彼らとしては協力体制を得られないような、実はそのような環境になっているのかもしれないし、その辺のところをしっかりと掘り下げていかないといけないと思いますよ、インカムが無駄になっちゃうから。

次に、12月に虐待を受けた方というのは、けがをして血が出ているわけですよ。私なんかだって多分、そういう方を目の前にしたら怖いなと思うし、一緒

にそこで食事の介助なんかされたときに、今度またスプーンでたたかれるんじゃないかなと、そういうような恐怖心もあるし、職員を見ただけで非常に恐怖感覚えるような対応というか、向こうがリアクションになってしまふんじやないかなと思うんだけれども、そういう変異というか、そういうのはないんですか。

◎障害サービス課長

その後の状況ですね、確認をするようにということで園のほうにも、それはお願いをしているところでございますが、そういった中では、被害に遭われた利用者の方が、例えば、スプーンで介助を受けるときに怖がるしぐさがあるか、そういったことは今のところないというふうに伺っております。

引き続き、利用者の様子というのをしっかり細心の注意を払って確認するようについて園のほうには指導しているところでございます。

◆亀井たかつぐ委員

恐怖心を表現できるというか、そういう表現ができないんじゃないですか。食事を取っていると言うんだけれども、要するに心の中では実は恐怖で、だけれども、恐怖を表現することができないということって考えられませんか。

◎障害サービス課長

委員おっしゃるように、けがを負わされたときの状況として、そのときは利用者さんがけがをされた直後に現場に幹部の職員とかが駆けつけたんですが、そのときに利用者の方は泣いたり、大きな声を出すようなことはなかったと。ただ、相当、1対1の中でそういったことがあったということでいうと、御本人は怖い思いをされたんだと考えております。

◆亀井たかつぐ委員

普通の小・中・高の学校ですよね、学校では心理の専門性を保っているスクールカウンセラーが児童とか生徒の抱える様々な悩みとか、そういうものにやっぱり触れて、助言とか指導を行っているというのが今、学校では行われていますね。

これ、障害者支援施設においても、心理的なカウンセラーを設置して利用者の心理面のケアを行っていくべきだと思うんです。それはどのようになっているんですか。

◎障害サービス課長

現在の県立施設で申しますと、心理職というのは配置しております。ただ、今、こういった例えば虐待を受けたときの心のケア、そういったところで関わることではなくて、例えば、心理面での知的な能力の部分を検査したり、また、ケースの検討をするときに他の職員と一緒に、どういった支援をしていくことがこの人に有効なのか、そういった議論に一緒に入ったり、そういった役割で心理職が今、位置づけられているという状況でございます。

◆亀井たかつぐ委員

そうなってくると、カウンセラーから職員に言って、職員がカウンセラーから教わったこと、それを基にして利用者に接するということだと、専門性ってすごく薄れるなと思っているんですよ。心理カウンセラーが直接利用者に接するとか、もしくは、心理カウンセラーは専門家じゃないから利用者に直接接することは難しいのかもしれないから、心理カウンセラーと、例えば担当している職員と2人で一緒に利用者に接するとかということをしなければ、また同じようなことが起きるんじゃないかなというふうに心配があるんですね。

同じようなことが起きるんじゃないかなという心配と、さらには、だからさつき私が言ったように、本当は恐怖心がたくさんあるんだけれども、恐怖心を表現できない、そういう人のためのフォローアップというのはできないんじゃないですか。その人たちとは親に相談したって、親は、うちは面倒見切れないから、ここでお世話になっているんだからちょっと我慢して、みたいな話になっちゃったら、最後のとりでになっているところで虐待されちゃっているわけだから、そういうことの厚みを持たせたカウンセリングというのも必要だと思うんだけれども、そういうことやるべきじゃないですか。

◎障害サービス課長

それも先ほど最初に申しましたように、県立施設には心理職というのが配置されている状況ではございます。ただ今、障害者支援施設自体にそういった心理療法、何か利用者の方にこういった心のケアするといったところの考え方といふのはないんじゃないかと考えています。

ただ、そういった中で、私ども、こういった知的障害がある方にどうやって心のケアをしていくのかというのは、私もその辺の専門家ではないところでは、少し今、アドバイザーさんなんかも入っていただいている方、心理として配置されている職員もいますので、現場ともしっかりとその辺、どういった関わりができるのかというのを少し考えていきたいと思っています。

◆亀井たかつぐ委員

先ほど申し上げた第三者検証委員会の客観性について、今、客観性がないと思っているから、私、だって理事長が選んでいるんだから、トップになっている人は。だから、理事長に甘いような形で委員会を持っていく可能性が十分あるから、その客観性についてと、あとやっぱり、こうやって被害を受けた、虐待を受けた方々の心理的なカウンセリング、自分は表現できないかもしれない、怖いから嫌です、この人嫌ですって言えないからこそ、やっぱりそういうことが必要だと思うんだけれども、この2点について局長どう考えますか。ちょっと後ろ向きな答弁だったから、もう一回聞きたい。局長どうですか。

◎福祉子どもみらい局長

まず、前回の12月14日に、ここで委員会で参考人招致された直後、こういうような、また、スプーンで利用者を殴るというような事案が起きたことについて、県としてというお話をありましたけれども、私としても本当に申し訳な

く、また、なぜ、こう繰り返されるのかということを大変重く受け止めて対応していかなければならない問題かと思っております。

今お話がありました、まず第三者委員会、客観性でございますが、たしかに理事長がまず1人弁護士を、これ、今までの社会福祉会のつながりで面識があったということでお願いしたというふうに聞いていますけれども、非常に障害者支援に対して厳しい方を選んでいるということは事実でございます。

また、その方が、先ほど日本弁護士会のいろいろ基準で選んだという方も、やはり障害者支援に対して厳しく、いろんなところで検証等もされている方ですとか、支援に詳しい方を選んで、また、客観性を高めるために園と独立した形で検証をやるというようなことで、それは私も理事長に対して徹底的にやらないと、やっぱり共同会としても全く信用回復というのは難しいよという話をした上で、そういうような対応を図っているところでございます。

なので、ただ出てきたものをやっぱり検証していく、また、それを見ていく必要もあると思っておりますので、それはまた御報告をさせていただきたいと思っております。

また、もう一点ありました心理の関係、やはり表現がなかなか難しかったりする方の心理面を確認していくということは非常に重要かと思っております。今、御提案いただいた話等も、これ今、共同会に限らず、県施設として考えなければいけない問題だと思いますので、この辺につきましても、担当課、また、施設と共に一緒に考えていいきたいと思っております。

◆亀井たかつぐ委員

12月13日に質問する前提で、こういう参考人招致というのは非常に形式的に、さらに質疑も形式的に行われて、さらに次また虐待が起きたときに同じようなことが繰り返されるんじゃないですかねという話はさせていただいたんですけども、今回、残念ながらそういうことが起こっちゃったんですよ。

だから、こういう今、この議論もそうだし、12月14日というのは、この委員の皆さんだって忙しいときだったと思いますよ。それで時間、しっかりとここを開けてここに来て、議論して、形式的なところで終わらせないで今後の虐待防止にしっかりとつなげていくんだという、やっぱりそういう意識の下に多分、質疑をさせていただいたと思っているんで、ぜひこの常任委員会のこの議論が形式的なことで終わらないように、局長ぜひ責任を持って、ぜひこの虐待防止にしっかりと心血を注いでいただく気持ちで取り組んでいただくことを要望して質問を終わります。